

「将来の姿を思い描いた進路指導を目指して」

仙台市中学校教育研究会特別支援教育研究会
会長 廣島利夫（仙台市立三条中学校長）

話題提供：南 佑莉那 教諭（三条中）

川浪 健二 教諭（西多賀中）

令和6年 7月26日

宮城県特別支援教育研究会

夏季研修会（知的障害教育専門部）

1. はじめに
2. 自己紹介
3. 新就学から中学校入学まで
4. 中学校の特別支援学級の生活と進路指導について
話題提供：南 佑莉那教諭（三条中）
川浪 健二教諭（西多賀中）
グループワーク
5. 中学校卒業以降の生活
6. 最後に

1. はじめに

今年度は仙台市（中）に割り
当てが来ました。

- ・ コロナ禍で進まなかった授業研究， 実践発表
- ・ 中学校の課題は義務教育終了後の進路に関する指導
- ・ 参加する先生方は， 小学校や支援学校の先生方も

どんな内容で 誰に

2. 自己紹介

略歷

3. 新就学から中学校入学まで

宮城県 就学支援の手引き（令和4年度版）から

共生社会の形成に向けた

インクルーシブ教育システム構築

共生社会の形成

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境にな
かった障害者等が、積極的に参加・貢献できる社会

インクルーシブ教育システム

障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

インクルーシブ教育システム構築 のための特別支援教育の推進

同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、
個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、
自立と社会参加を見据えて、
その時点で
教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、
多様で柔軟な仕組みを整備することが重要

障害のある子供の就学先

* 障害のある幼児

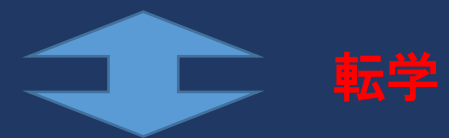
- 幼稚園
- 保育所
- 認定こども園
- 通園施設



小・中学校

学校教育法施行令22条の3に**非該当**

通常の学級	学習集団の中で個別に支援や配慮を受けながら学習を行う
通級による指導	通常の学級に在籍し、通級による指導を受ける特性等が見られる者。 ※単なる教科の遅れを補充するものではない。
特別支援学級	区分:弱視者, 難聴者, 知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者及び身体虚弱者, 自閉症・情緒障害者 ※就学先の決定は市町村教育委員会の判断による。



特別支援学校

学校教育法施行令22条の3に**該当**

区分:視覚障害者, 聴覚障害者, 知的障害者, 肢体不自由者, 病弱者
※就学先の決定は市町村教育委員会の判断による。

学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度

区 分	障 害 の 程 度
視覚障害者	<p>両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難※な程度のもの</p> <p>※通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること</p>
聴覚障害者	<p>両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの</p>
知的障害者	<p>1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの</p> <p>2 知的発達の遅滞の程度が1の程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの</p>
肢体不自由者	<p>1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行※、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作や描画等の学習活動のための基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの</p> <p>2 肢体不自由の状態が1の程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導(特定の期間内に常に医学的な観察が必要で、起床から就寝までの日常生活の一つ一つの運動・動作についての指導・訓練を受けること)を必要とする程度のもの</p> <p>※歩行には、車いすによる移動は含まない。</p>
病弱者	<p>1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療※1又は生活規制※2を必要とする程度のもの</p> <p>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制※2を必要とする程度のもの</p> <p>※1 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。</p> <p>※2 疾患により、運動や日常の諸活動(歩行、入浴、読書、学習等)及び食事の質や量が著しく制限されるものであること</p>

特別支援学級

学校教育法第81条

2 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが
適当なもの

3 前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第百三十七条 特別支援学級は、特別の事情のある場合を除いては、学校教育法第八十一条第二項各号に掲げる区分に従つて置くものとする。

第百三十八条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

通級指導に関する規定

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第百四十条 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定並びに第七十二条から第七十四条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

○第百四十一条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において受けた授業を、当該小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

○通知（「障害のある児童生徒の就学について」〔平成14年5月初中局長通知〕

第1 障害のある児童生徒の就学すべき学校の決定及び障害の判断に当たっての留意事項

2 小学校又は中学校への就学

b 通級による指導

ア～エ（略）

オ 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

合計	令和5	394	1,621	69	80	74	87	24	25	29	34	0	0	361	1,422	951	3,269
	令和4	376	1,469	60	72	77	91	21	22	36	46	0	0	349	1,292	919	2,992
前年度比		18	152	9	8	△3	△4	3	3	△7	△12	0	0	12	130	32	277

② 中学校

管内	種別	知的障害		肢体不自由		病弱・身体虚弱		弱視		難聴		言語障害		自閉症・情緒障害		計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
	大河原	19	67	5	6	8	9	0	0	2	2	0	0	14	44	48	128
	仙台	40	170	8	9	8	11	0	0	5	5	0	0	38	132	99	327
	北部	26	104	6	6	6	6	1	1	4	6	0	0	25	62	68	185
	東部	27	81	3	3	11	11	4	4	3	3	0	0	25	63	73	165
	気仙沼	8	20	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	8	11	19	34
	仙台市	64	242	15	16	17	18	3	3	1	3	0	0	66	273	166	555
合計	令和5	184	684	38	41	50	55	9	9	16	20	0	0	176	585	473	1,394
	令和4	181	646	41	47	43	50	10	10	11	12	0	0	170	547	456	1,312
前年度比		3	38	△3	△6	7	5	△1	△1	5	8	0	0	6	38	17	82

③ 総計（小学校 + 中学校）

年度	種別	知的障害		肢体不自由		病弱・身体虚弱		弱視		難聴		言語障害		自閉症・情緒障害		計	
		学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
	令和5	578	2,305	107	121	124	142	33	34	45	54	0	0	537	2,007	1,424	4,663

北 部	26	104	6	6	6	6	1	1	4	6	0	0	25	62	68	185	
東 部	27	81	3	3	11	11	4	4	3	3	0	0	25	63	73	165	
気仙沼	8	20	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	8	11	19	34	
仙台市	64	242	15	16	17	18	3	3	1	3	0	0	66	273	166	555	
合 計	令和5	184	684	38	41	50	55	9	9	16	20	0	0	176	585	473	1,394
	令和4	181	646	41	47	43	50	10	10	11	12	0	0	170	547	456	1,312
前年度比	3	38	△3	△6	7	5	△1	△1	5	8	0	0	6	38	17	82	

③ 総計（小学校 + 中学校）

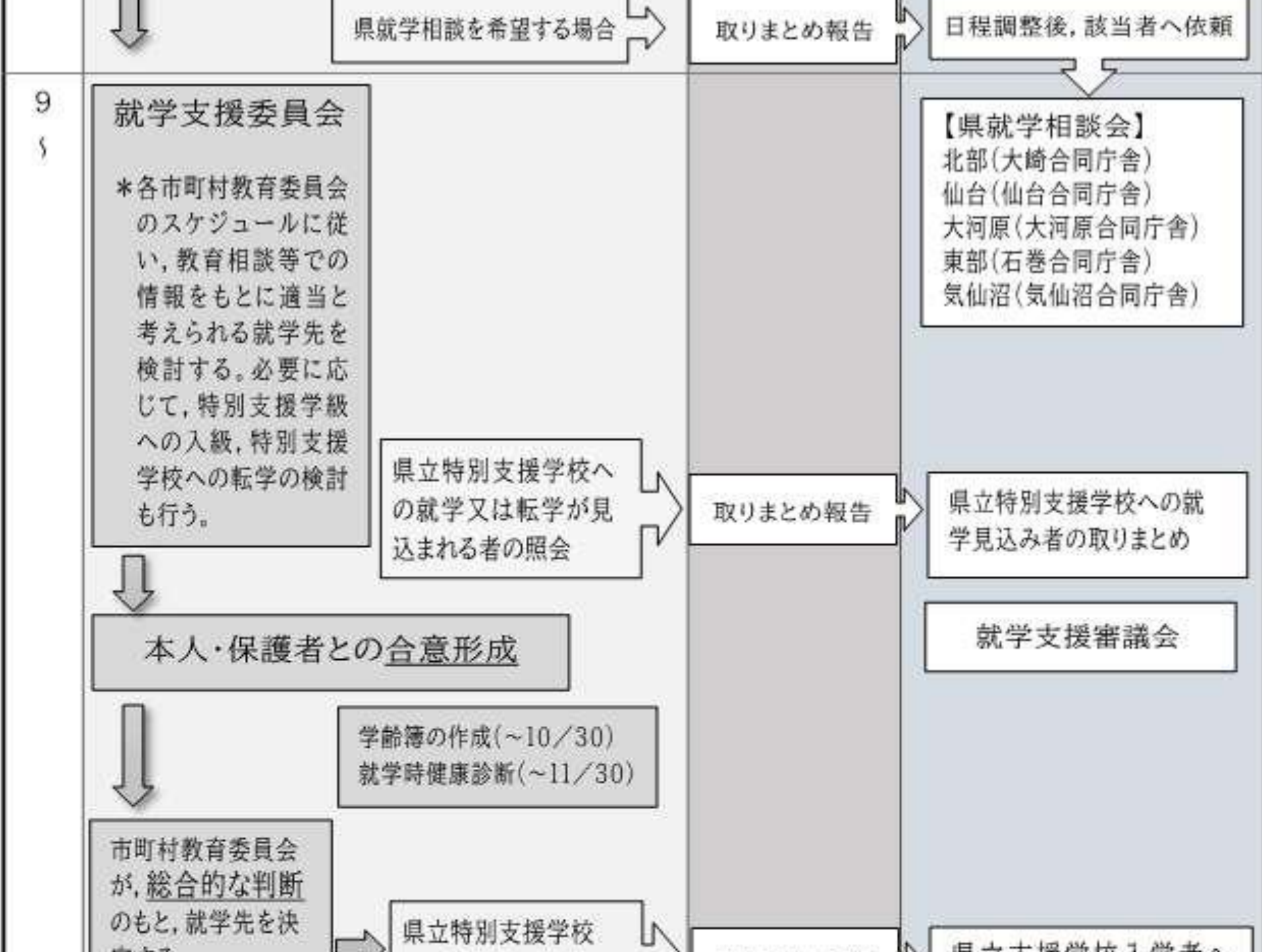
種別 年度	知的障害		肢体不自由		病弱・身体虚弱		弱視		難聴		言語障害		自閉症・ 情緒障害		計	
	学級数	児童・ 生徒数	学級数	児童・ 生徒数	学級数	児童・ 生徒数	学級数	児童・ 生徒数	学級数	児童・ 生徒数	学級数	児童・ 生徒数	学級数	児童・ 生徒数	学級数	児童・ 生徒数
令和5	578	2,305	107	121	124	142	33	34	45	54	0	0	537	2,007	1,424	4,663
令和4	557	2,115	101	119	120	141	31	32	47	58	0	0	519	1,839	1,375	4,304
前年度比	21	190	6	2	4	1	2	2	△2	△4	0	0	18	168	49	359

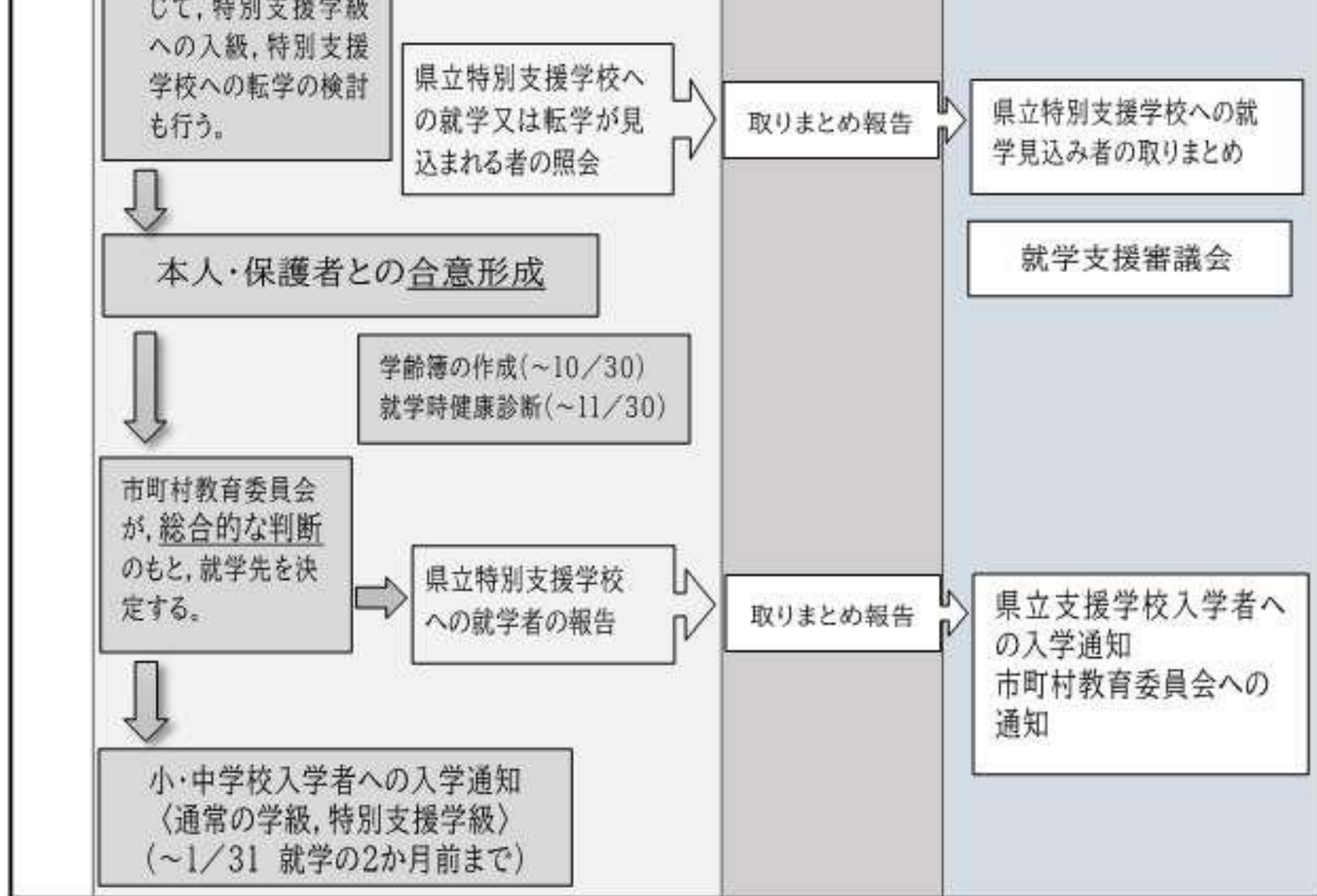
就学先決定の流れ

Ⅲ 就学先決定までの流れ

1 障害のある子供の就学先決定の流れ

月	市町村教育委員会	各教育事務所	県教育委員会
4 ～ 5	<p>* 障害があると思われる幼児については、乳幼児期から関係機関と情報共有を図り支援を行う。</p> <p>就学に係る相談</p> <p>①保護者への就学先決定ガイダンス ②保護者との面談 ③幼稚園、保育園等での観察や聞き取り ④小学校・特別支援学校の学校見学及び教育相談</p> <p>↓</p> <p>県就学相談を希望する場合 →</p>		<p>障害児就学事務担当説明会</p> <p>日程調整後、該当者へ依頼</p>
9 ～	<p>就学支援委員会</p> <p>*各市町村教育委員会のスケジュールに従い、教育相談等での情報をもとに適当と</p>	<p>取りまとめ報告</p>	<p>【県就学相談会】 北部(大崎合同庁舎) 仙台(仙台合同庁舎) 大河原(大河原合同庁舎) 東部(石巻合同庁舎) 気仙沼(気仙沼合同庁舎)</p>





【図1 障害のある幼児の就学先決定に係る手続きの流れ(宮城県の場合)】

「学びの場」の検討（留意点）

仙台市就学支援委員会の審議結果により、
選択できる学びの場が異なる。

審議結果 \ 検討の場	通常の学級	特別支援学級	特別支援学校
通常の学級で配慮	◎	×	×
特別支援学級適切	○	◎	×
特別支援学校適切	○	○	◎

保護者の気持ちは？

中学校生活

進路指導

「進路指導」とは、「生徒の個人資料、進路情報、啓発的経験及び相談を通じて、**生徒自ら**将来の進路の選択、計画をし、就職または進学して、さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長するように、教師が組織的、継続的に指導・援助する過程をいう。」と定義されている。（「中学校、高等学校進路指導の手引」（文部科学省））

「さらにその後の生活によりよく適応し、進歩する能力を伸長する」については、「将来の生活における職業的自己実現に必要な能力や技能を育成する」としている。

進路指導



進路支援

将来の姿を思い描いた進路支援を目指して

4. 中学校の特別支援学級の生活と 進路指導について

話題提供

仙台市立三条中学校 南 佑莉那 教諭

仙台市立西多賀中学校 川浪 健二 教諭

4. 中学校特別支援学級の生活と進路指導について

話題提供

仙台市立三条中学校

南 佑莉那 教諭

- ・日々の取り組み

- ・1~2年目の悩み

- ・進路指導について知りたいこと

4. 中学校特別支援学級の生活と進路指導について

話題提供

仙台市立西多賀中学校 川浪 健二 教諭

- ・ 日々の取り組みで大切にしていること
- ・ 進路指導で気を付けていること
- ・ 実際の進路選択でこのような進路もありました
- ・ 進路指導で知りたいこと

グループワーク

- ・自己紹介
- ・日々の実践について大切にしていること
- ・実践発表を聞いて思ったこと
- ・受け持った児童生徒の卒業後の様子について考えたこと
- ・その他

進路支援

進路支援の難しさ

福祉手帳

- 療育手帳
- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
根拠	身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号)	療育手帳制度について (昭和48年厚生事務次官通知) ※ 通知に基づき、各自治体において要綱を定めて運用。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和25年法律第123号)
交付主体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事 ・ 指定都市の市長 ・ 中核市の市長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事 ・ 指定都市の市長 ・ 児童相談所を設置する中核市の市長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事 ・ 指定都市の市長
障害分類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障害 ・ 聴覚・平衡機能障害 ・ 音声・言語・そしゃく障害 ・ 肢体不自由（上肢不自由、下肢不自由、体幹機能障害、脳原性運動機能障害） ・ 心臓機能障害 ・ じん臓機能障害 ・ 呼吸器機能障害 ・ ぼうこう・直腸機能障害 ・ 小腸機能障害 ・ H I V免疫機能障害 ・ 肝臓機能障害 	知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合失調症 ・ 気分（感情）障害 ・ 非定型精神病 ・ てんかん ・ 中毒精神病 ・ 器質性精神障害（高次脳機能障害を含む） ・ 発達障害 ・ その他の精神疾患
所持者数	4,842,344人 (令和4年度福祉行政報告例)	1,249,939人 (令和4年度福祉行政報告例)	1,345,468人 (令和4年度衛生行政報告例)

療育手帳の交付は自治体毎に違います

仙台市の療育手帳交付基準(概要)

○軽度(～75)

○境界域(76～85)

- ・検査項目間のばらつき
- ・生活状況

IQ 力	日常生活能	a	b	c	d
I (IQ ~ 20)	最重度				
II (IQ 21 ~ 35)	重度				
III (IQ 36 ~ 50)	中度				
IV (IQ 51 ~ 70)	軽度				

図 11-2-1 厚生労働省による知的障害の程度の判定

療育手帳の交付

申請後、知能検査等を実施し、児童相談所
または知的障害者更生相談所において知的
障害であると判定された場合、交付される

知的障害者が必ず持たなければならぬものではない

令和6年7月9日付 R6 教学特第 220 号

「特別な支援を必要とする生徒の進路指導に係る留意事項等について(通知)」より

1 知的障害特別支援学校高等部（高等学園を含む）の出願について

- ・ 知的障害特別支援学級に在籍している生徒以外は，知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）が出願に必要である。なお，出願間際になって，療育手帳が取得できず進路先変更となったケースもあるので，十分に注意し，夏期の三者面談等の際に，療育手帳の更新時期も含めて確認しておくこと。

2 進路指導における生徒の障害受容の状況の確認と教育相談の重要性について

- ・ 知的障害特別支援学校に入学後、本人が障害を受容できていなかったことが原因で、途中で退学する生徒が出ている。今後の教育相談において、丁寧に本人及び保護者と意思確認を行うことが大切である。
- ・ 8月の進路希望調査では、特に3学年生徒について、本人及び保護者と十分に相談した上で出願の可能性が高い進路希望先が示されるよう留意すること。

宮城県内にある特別支援学校高等学園など6校が参加

見て、聞いて、話して、知ろう

こう とう がく えん
高 等 学 園

各学校特色のある
専門教科！

ひとりひとりのニーズに
応じた進路指導！

職場実習で自分に
あった仕事を発見！

みんなががんばっている
部活動！

学校ごとの楽しい
行事！

仲間づくりと生活スキルが
身に付く寄宿舎生活！

中学生・保護者・先生方 対象

令和6年度合同説明会

10月18日(金)

9:20~12:30

県庁 2階 講堂

プログラム

- ①学校紹介(各学校 10分程度)
- ②入試に係る行政説明
- ③各学校ブースでの相談

参加校

岩沼高等学園・岩沼高等学園川崎キャンパス
小牛田高等学園・女川高等学園・秋保かがやき支援
学校・いずみ高等支援学校・仙台みらい高等学園

お問い合わせ先

特別支援教育課教育指導班

022-211-3647

お申し込みは
こちらから



○主障害は何か？

- ・本来「知能」は大きく変化しないもの
- ・検査の数値は変わる場合もある

○大学に進学した知的障害者

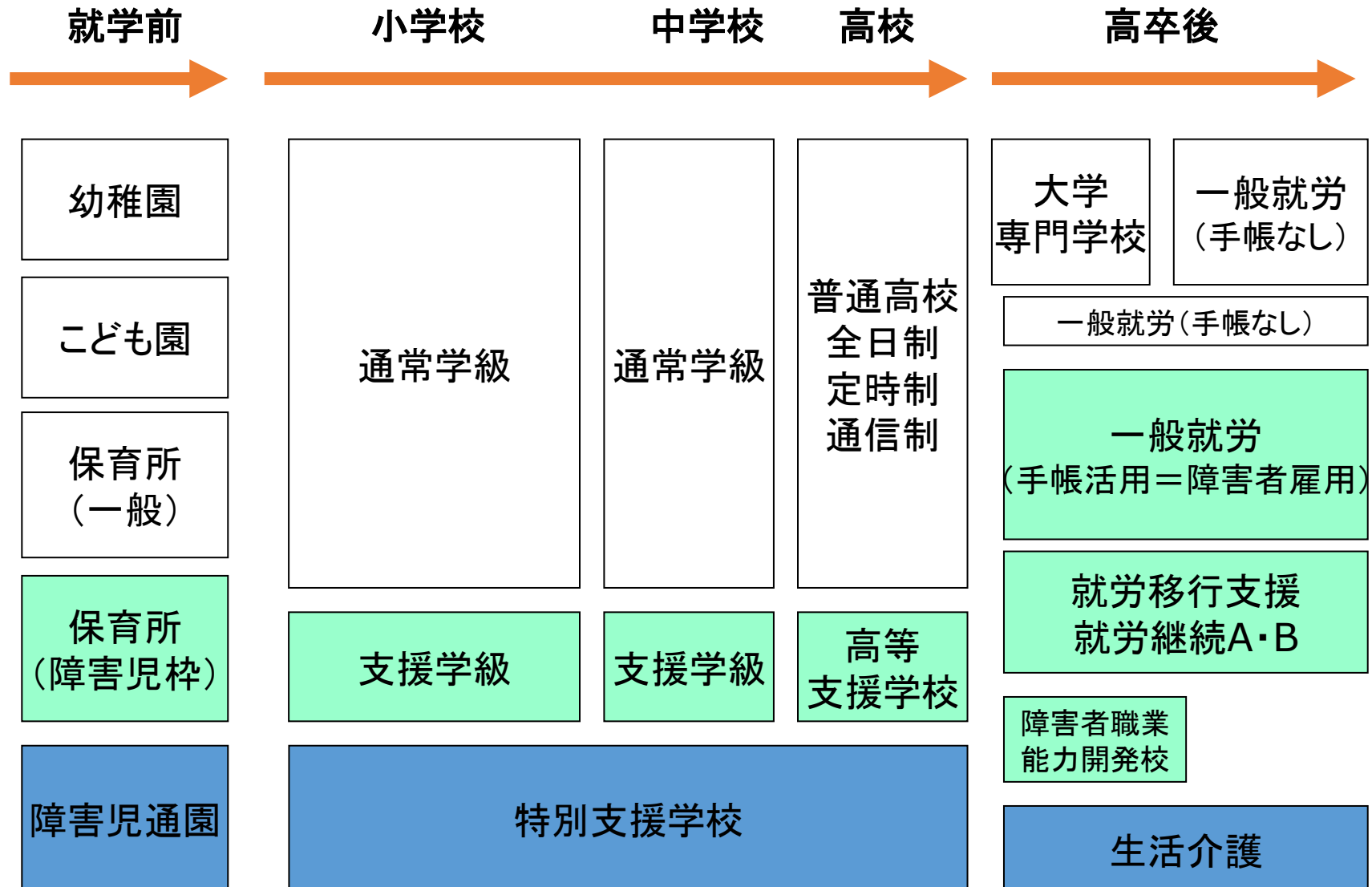
○高等支援学校・支援学校高等部の中途退学

- ・周囲との違い。「なぜ自分はここに？」

○(本来の力を生かした)学力の保証

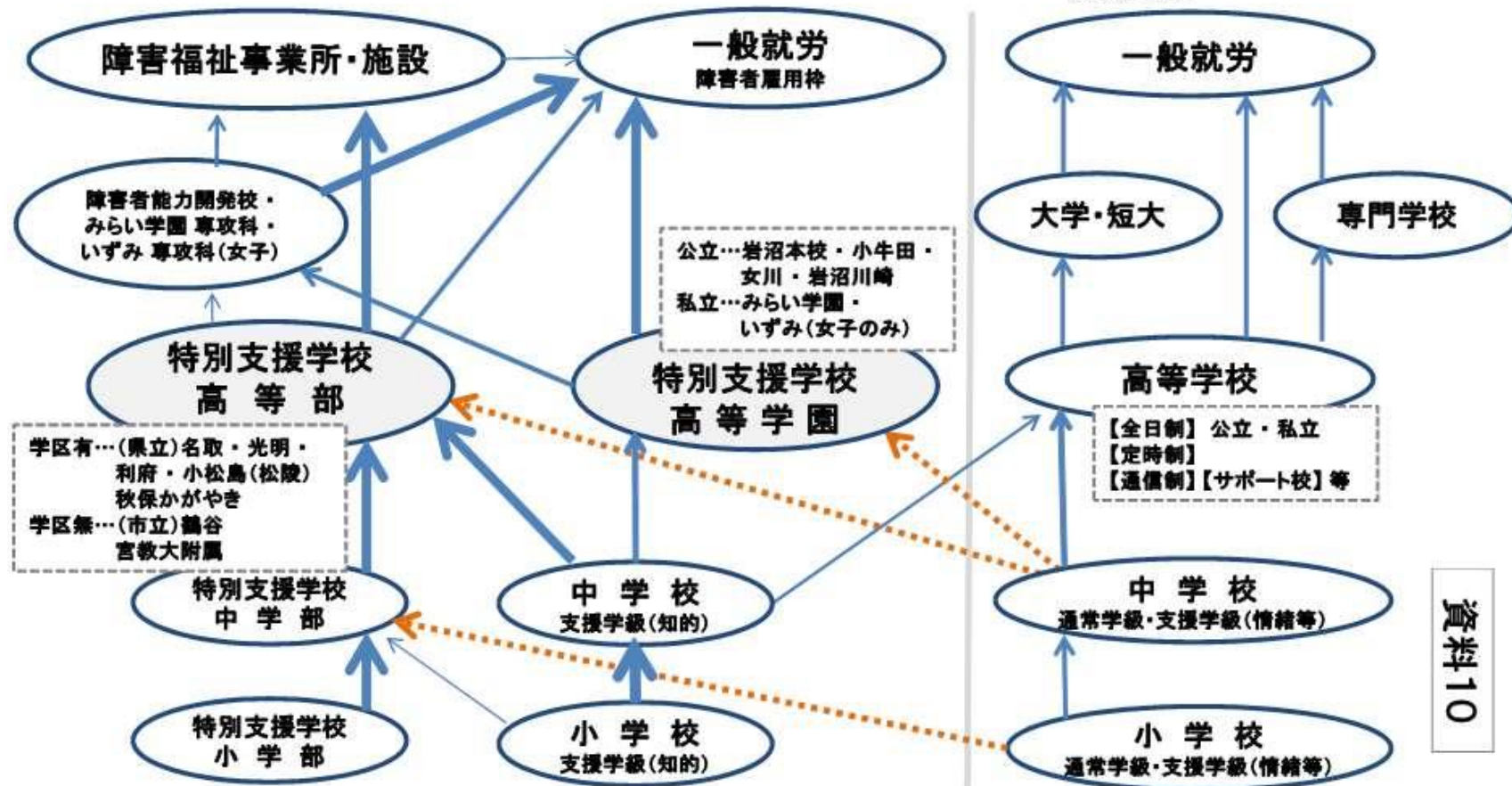
5. 中学校卒業以降の生活

就学前から就労までの流れ



特別支援教育に係る進学・就労のイメージ

この資料は、令和5年3月に作成したものです。
詳細や最新の情報については、各学校等にご確認ください。



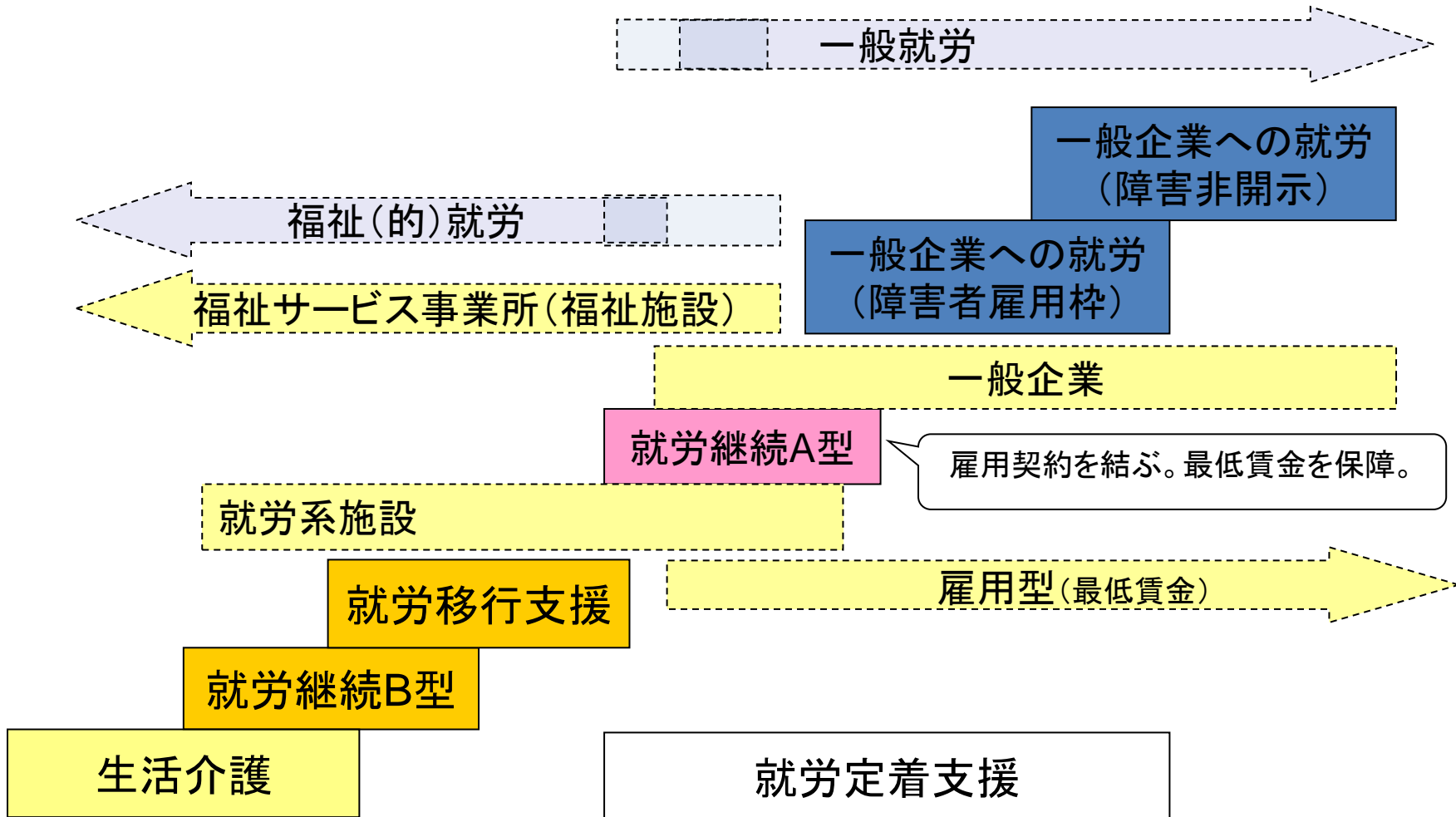
資料10

- ※ 特別支援学級・特別支援学校への在籍変更には、県及び市の教育委員会での判定が必要になります。
- ※ 特別支援学校高等部・高等学園への入試(中3時)については、療育手帳がある等の出願条件を満たす必要があります。
- ※ 特別支援学校高等部・高等学園については、卒業時に、文部科学省が定める「高校卒業」の資格は取得できません。

<特別支援学校高等学園の寮生活>

公立…岩沼本校 と 小牛田:1年時は寮生活、2・3年時の希望者は要相談
女川:3年間寮生活
岩沼川崎キャンパス(柴田農林高川崎校内):通学のみ(寮はなし)
私立…みらい学園:1年時は寮生活、2・3年時の希望者は要相談
いずみ(女子のみ):希望者は要相談

成人期 日中活動の全体像



将来の姿を思い描いた

明るく, 楽しく, 元気よく

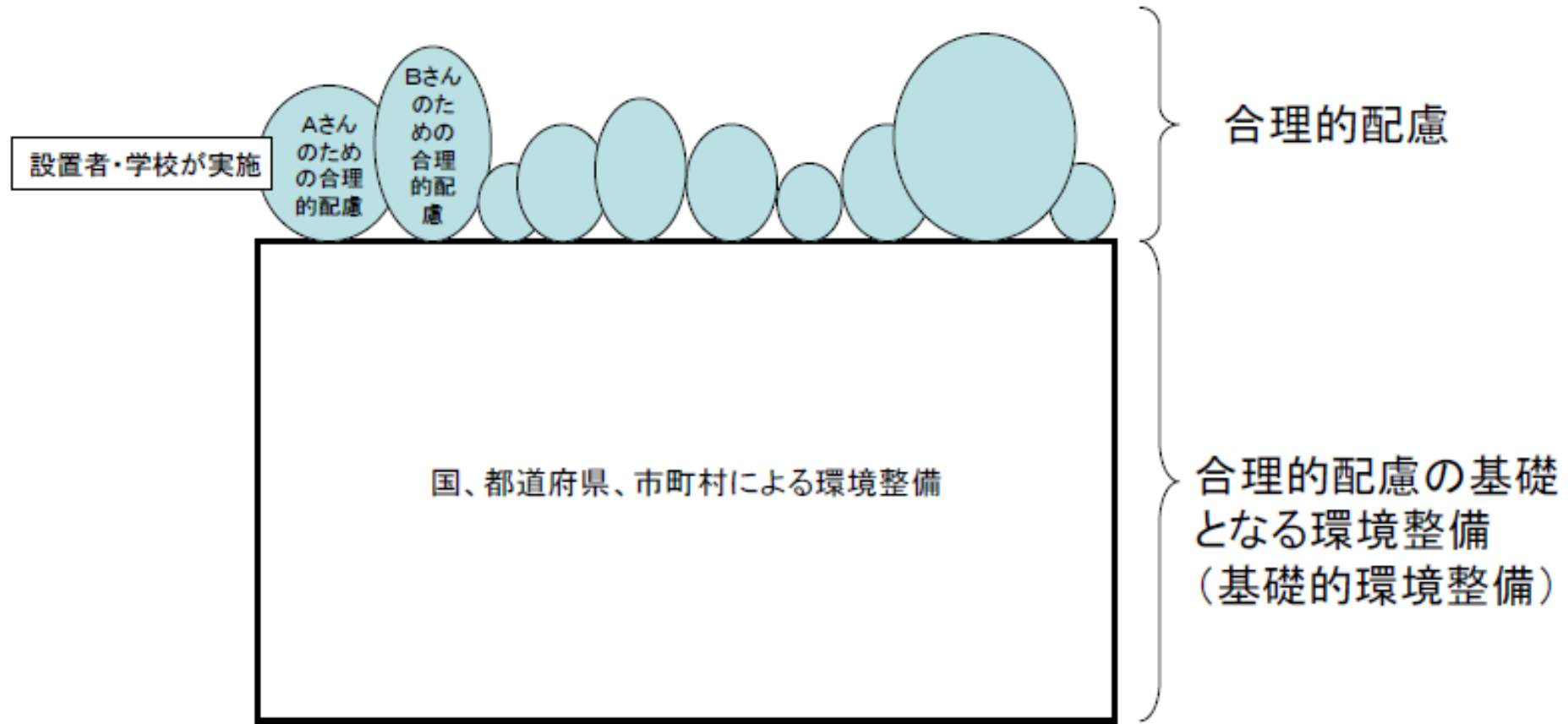
人とかかわれること

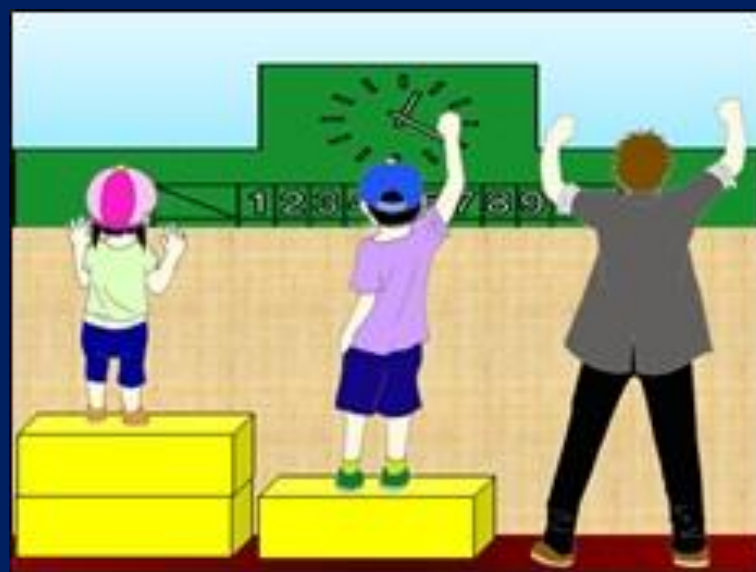
良いところを持ち続けられること

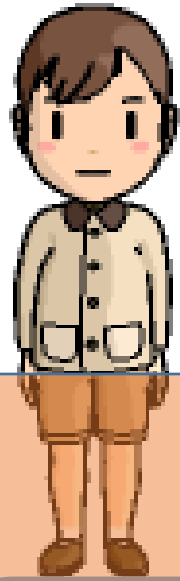
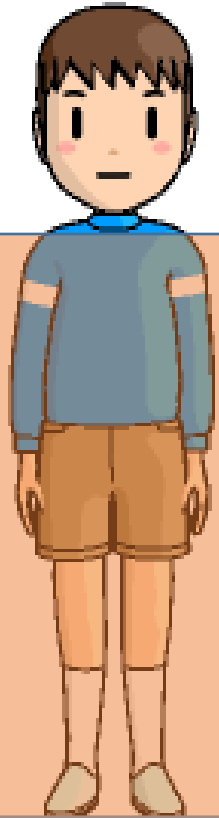
人から愛されること

6. 最後に

合理的配慮と基礎的環境整備の関係







小・中学校での取組

- ・ユニバーサルデザインの授業づくり
- ・GIGAスクール構想
 - ・タブレット端末の使用
- ・デジタル教科書
- ・拡大教科書
- ・スマートフォンの利用（アクセシビリティ）
- ・パソコンの利用（オートスキャン, 視線入力等）

○ユニバーサルデザインの視点による授業づくりとは・・・

通常の学級の授業において、特別支援教育の視点を生かした指導・支援の工夫を図ることにより、特別な教育的支援が必要な子どもだけではなく、全ての子どもにとって「分かる・できる」授業を構築すること

障がいのある子どもにとって ➡ 無くてはならない支援

障がいのない子どもにとって ➡ あったら便利な支援

子供たちは

かかわれること

選択できること

私たちは

待てること

疑いを持てること

切り替えでできること

ご静聴ありがとうございました

